

令和7年度 償却資産の申告をお忘れなく！

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産です。
西原町内で事業を営み、償却資産を所有している法人・個人事業主が申告対象です。
令和7年1月1日現在で所有している資産状況を申告してください。

※個人で設置している10kW以上の再生可能エネルギー(太陽光)発電設備(屋根等の建材と構造上一体でないもの)も償却資産に該当します。

※町内事業主に事業用として貸し付けている資産を所有している法人・個人事業主も対象です。

【申告期間】令和7年1月6日(月)～令和7年1月31日(金)8:30～17:15

※12:00～13:00及び土・日・祝日は除く

【申告場所】税務課資産税係の窓口

【償却資産の種類】

構築物		機械及び装置	船舶	航空機	車両及び 運搬具	工具、器具 及び備品
構築物	建築附属設備					

※詳細は町ホームページを確認、または下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 税務課 資産税係 ☎098-945-4729



～固定資産税についてのお知らせ～

固定資産税は、毎年1月1日の現況を基準として課税されます。

◎家屋の新・増改築や取り壊した場合

家屋を取り壊しても届出をしていない、あるいは滅失登記をしていない場合、把握できない事がありますので、家屋の新・増改築及び取り壊しがあった場合は、届出してください。

◎下記のように土地の地目・用途等を変更した場合は届出してください。

- ・宅地、原野を畑、資材置場等に変更したとき
- ・店舗、工場、事務所等を住宅等に用途を変更したとき
- ・住宅等を店舗、工場、事務所等に用途を変更したとき
- ・構造上1戸の家屋を増改築等で2戸へ変更したとき

～不動産に関するルールが大きく変わりました～

相続登記が義務化される制度が、令和6年4月からスタートしています。

詳しくは法務局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 税務課 資産税係 ☎098-945-4729



小顔と若返りの 形成外科 美容形成外科

お気軽にご相談ください。
★目の下のくま/たるみ ☆小顔脂肪吸引
二重 埋没法 まぶたのたるみ 眉下リフト
若返り 脂肪注入 小じわ 韓国リフト スリム
二の腕 脂肪吸引 しみ そばかす くすみ
フットフェイス ほうれい線 肌の粗にきび 毛穴
メイクのトラブル レザーフェイス けいれん リフト
イボ 導入 ピアスあけ しわ ボトックス
医療脱毛 美容内服 美容点滅 つや玉注射 たるみ 医療ハイフ
ほうれい線 ヒアルロン酸 涙袋 鼻 鼻 鼻 鼻
ほくろ 顔や首の細かいできもの CO2レーザー 皮膚腫瘍 わき汗
子供のけが 縫合 きずあと かんばち 知れず 眼瞼下垂 逆まつげ
千901-1117 南風原町津嘉山1105-1 (2階) 南風原南においです
電話: 098-882-7898 FAX: 098-882-7899 ■8台完備 保険診療もっております



アタマジラミ症

治験参加者を募集！

頭や髪のシラミ、卵、かゆみのある方。
ご家族で参加できる治験を実施中です。

アタマジラミの治験

smt 事務局 (運営会社 株式会社 Buzzreach)
治験応募専用コールセンター

0120-907-902

東京都港区白金台3丁目19-1 興和白金台ビル

smt



マイナンバーカードに関するお知らせ

■「マイナンバーカード」申請サポート、実施中！

町民課では、マイナンバーカードの申請のお手伝いを実施しています。



対 象 者：西原町に住民登録があり、申請の意思がある方

所要時間：約20分(写真撮影(無料)を含みます。)

持 ち 物：①本人確認書類 1点(運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、
こども医療費受給者証、後期高齢者医療受給者証など)

②「マイナンバーカード交付申請書」

※お手元に申請書がない方は、本人確認のうえ、申請書再発行の手続きを行います。

※同一世帯でない方の申請書の再発行には、委任状の提出が必要です。

※申請後、カードができあがるまで約1か月ほどかかります。(はがきにてお知らせします。)

■ 時間外窓口(マイナンバーカード受取り・電子証明書更新等)

開 設 日 12月3日(火)・17日(火)

※時間外窓口は予約制となっております。

時 間 帯 17:30～19:30【予約制】

ご希望の方は、下記の電話番号

までお問い合わせください。

※カード受取り時の持ち物(本人確認書類)は、はがき裏面やホームページにてご確認ください。

※ 病気・障がい、その他やむを得ない理由により、代理受取りを希望する場合は、要件や
必要書類等の確認がありますので、事前にお電話や来庁等にてご相談ください。

【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 ☎098-945-5012

マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、

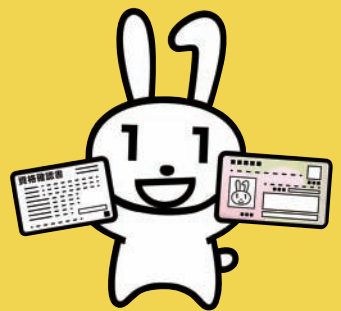
マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しますが、

マイナ保険証をお持ちでない方も、「資格確認書」で保険診療を
受けられます。

今お持ちの保険証は、有効期限まで利用でき、有効期限が切れる

場合でも、必要な方には「資格確認書」が交付されます。

ご安心ください。



マイナ保険証をお持ちでない方

申請不要で「資格確認書」をお届けします。

新たに後期高齢者になった方

申請不要で「資格確認書」をお届けします。

※「マイナ保険証」とは、健康保険証としての利用登録を
行ったマイナンバーカードのことです。

マイナ保険証は、診療履歴に基づいたより良い
医療が受けられるなどのメリットがあります。
マイナ保険証への切り替えをご検討ください。

政府広報 マイナ保険証 | 検索

※この件に関する政府からのお知らせは、
上記キーワードで検索するか、右のQRコード
からアクセスしてください。

